

平成 25 年度 静岡県国土利用計画審議会

- 1 日 時：平成 25 年 7 月 2 日（火）14 時 30 分～
- 2 場 所：静岡県庁本館 4 階特別会議室
- 3 出席者：19 名
- 4 議 事：静岡県土地利用基本計画の変更について
（1）静岡県土地利用基本計画書の一部改正（案）
- 5 配布資料

- ・次第、出席者名簿、配席図、「内陸フロンティアを拓く取組」説明資料
- ・静岡県土地利用基本計画書（案）（現計画との比較）
- ・静岡県土地利用基本計画書（案）（抜粋：改正前と改正後）
- ・静岡県土地利用基本計画書（案）（改正後：全文）
- ・静岡県土地利用基本計画の概要
- ・静岡県国土利用計画審議会条例
- ・国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

資料 1

資料 2

資料 3

参考資料 1

参考資料 2

参考資料 3

（司会）

ただ今から、平成 25 年度静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様方には、大変、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様の出席状況について、御報告いたします。本日は当審議会委員 20 名のうち 19 名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定による定足数を満たしておりますことを、御報告申し上げます。

また、本日の審議会は、国土利用計画審議会における会議の公開実施要項に基づきまして、公開をいたします。ただし、本日は、一般の傍聴者はお見えになっておりません。

（会長）

それでは、議事に入ります。

本日の議事につきましては、静岡県土地利用基本計画書の一部改正（案）でございます。その内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

<内陸フロンティアを拓く取組の概要について事務局より説明>

<土地利用基本計画書の改正概要（資料 1～3）について事務局より説明>

（会長）

静岡県土地利用基本計画書の一部改正案につきまして説明がありましたが、この内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

(委員)

先ほど、事務局から、内陸のフロンティアを拓く取組について説明がありましたが、そもそも、この内陸のフロンティアっていう言葉が、この計画書(案)の中に1箇所しか出てこないように思えますが、そんなに気にする必要もないのではないかと思いますけど。

沿岸部の皆様のところに行くと、非常にそういう疑問っていうのは、我々にも寄せられるわけです。「内陸」という言葉を、沿岸部にも使うというのは、そもそも無理があるのではないかと思います。そういうことについて、妥当かどうかという議論が、既にあつたのかどうか伺います。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

この審議会の場においては、そのような議論というものは、なされておられません。

(会長)

今の質問で、市町との協議、国関係の省庁との協議の中では、どうなんですか。

(事務局)

各市町、それから、国土交通省に事前協議を実施しておりますけれども、その時も、内陸のフロンティア自体の取組の説明を全てした上で、本計画書の説明もしておりますので、この「内陸のフロンティア」という、その言葉自体に対する御意見は、これまではありませんでした。

(会長)

今の事務局の説明でよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

他にいかがですか。

(委員)

基本的なところで、ちょっと、伺いたいのですが。

この資料3、土地利用基本計画の都市地域というものがあるって、都市地域というのは、この資料1の方にも出てきますけれども、この資料3の4ページで、都市地域というものの定義を見ますと、都市地域の2行目にあります「都市計画法第5条により都市計画

区域として指定することが相当な地域である」とあります。これは、国土法の土地利用基本計画の中の運用として、こういうふうに決まっているのでしょうか。

何を言いたいかと申しますと、旧榛原町、現在の牧之原市で、平成 21 年だったと思いますが、準都市計画区域というのが定められました。準都市計画区域は、今の都市地域の定義に、あてはまらないということなのか、あるいは、これに準じた扱いになるのかというのが、分からないのですけれども。

(事務局)

旧榛原町における準都市計画区域につきましては、空港の周辺において、さまざまな開発というものが止められないと困るというようなことがあって、準都市計画区域を当てはめたというような経緯がございます。

そのエリア自体が。都市地域の中に入っているかどうかという、そういうご質問ということで、よろしいでしょうか。

(委員)

準都市計画区域は、都市地域に入るのか、あるいは、入らなければ、農業地域とか、森林地域ですか。あるいは、混在ということになりますか。

(事務局)

静岡県だけの話ではないと思いますので、その点については、確認いたします。

(会長)

他にいかがですか。

よろしいですか。

他に、御意見、御質問が無いようですので、この静岡県土地利用基本計画書の一部改正案について、原案を承認するというので、よろしいですか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、審議会としては、「意見なし」ということにします。

それでは、今後の予定につきまして、事務局の方からお願いします。

(事務局)

本日の御審議ありがとうございました。

この計画案につきましては、本日をもって御了解いただいたわけですが、今後、国土交通省と本協議を行った後に、大体 1 カ月程度かかると思われまますけれども、8 月の下

旬までには決定して、県の公報に登載をしていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。本日の議事は全て終了いたしました。
進行を司会の方へ、お返しします。

(司会)

以上をもちまして、平成 25 年度静岡県国土利用計画審議会を閉会します。
本日は、ありがとうございました。